

愛知県公安委員会告示第27号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり岡崎市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年11月13日

愛知県公安委員会委員長 中 尾 友 紀



1 合意した者

- (1) 岡崎市
- (2) 名鉄バス株式会社
- (3) 名鉄東部交通株式会社
- (4) 中部運輸局
- (5) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、名鉄バス株式会社及び名鉄東部交通株式会社が管理する別表に掲げる停留所とする。

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
名鉄バス株式会社	道路運送法の規制対象外となる自動運転バスの実証実験運行（無償）	令和7年度岡崎市自動運転実証事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別 表

停 留 所 名	所 在 地
名鉄バス 名鉄東岡崎駅（南13） 名鉄東岡崎駅（乗降） 明大寺町（J南向き） 明大寺町（南口向き） 国立研究所下（JR向き） 国立研究所下（陣屋向き） 芦池橋（JR向き） 芦池橋（陣屋向き） 電車通り銭堤（JR向き） 電車通り銭堤（陣北） 電車通り銭堤（陣南） 戸崎町（北）（JR向き） 戸崎町（南）（JR向き） 戸崎町（陣屋向き） 戸崎口（JR向き） 戸崎口（陣屋向き） 岡崎市シビックセンター（JR向き） 岡崎市シビックセンター（陣屋向き） JR岡崎駅（6番） JR岡崎駅（1番）	岡崎市明大寺町耳取69 岡崎市明大寺町耳取17-6 岡崎市明大寺町西郷中40 岡崎市明大寺町西郷中34-6 岡崎市明大寺町長泉52-1 岡崎市明大寺町諸神52-1 岡崎市明大寺町野畔5-4 岡崎市明大寺町池下79 岡崎市戸崎町上り場西5-3 岡崎市南明大寺町3-16 岡崎市三崎町1 岡崎市戸崎町辻52 岡崎市戸崎町屋敷53-1 岡崎市戸崎新町3-8 岡崎市戸崎町屋敷15 岡崎市戸崎元町2-5 岡崎市羽根町北乾地15 岡崎市中田町1-3 岡崎市羽根町東荒子地内 同上
名鉄東部交通 名鉄東岡崎駅（南13） 名鉄東岡崎駅（乗降） 明大寺町（西尾向き） 明大寺町（東岡崎向き） 国立研究所下（西尾向き） 国立研究所下（東岡崎向き） 芦池橋（西尾向き） 芦池橋（東岡崎向き） 電車通り銭堤（西尾向き） 電車通り銭堤（東岡崎向き） 電車通り銭堤（東岡崎向き） 戸崎町（西尾向き） 戸崎町（西尾向き） 戸崎町（東岡崎向き） 戸崎口（西尾向き） 戸崎口（東岡崎向き） 岡崎市シビックセンター（東岡崎向き）	岡崎市明大寺町耳取69 岡崎市明大寺町耳取17-6 岡崎市明大寺町西郷中40 岡崎市明大寺町西郷中34-6 岡崎市明大寺町長泉52-1 岡崎市明大寺町諸神52-1 岡崎市明大寺町野畔5-4 岡崎市明大寺町池下79 岡崎市戸崎町上り場西5-3 岡崎市南明大寺町3-16 岡崎市三崎町1 岡崎市戸崎町辻52 岡崎市戸崎町屋敷53-1 岡崎市戸崎新町3-8 岡崎市戸崎町屋敷15 岡崎市戸崎元町2-5 岡崎市中田町1-3